

遺言書

遺言者は、この遺言書により、次の通りに遺言する。

一、遺言者は、その所有にかかる左記不動産を、妻藤木佐和子に贈与する。

東京都豊島区北池袋三丁目二四番地一五号所在

宅地 平方メートル

同所所在 家屋番号 番

木造モルタル平屋住宅

二、遺言者は、その所有にかかる左記株式を、長男藤木貴裕に贈与する。

藤木東洋商事株式会社 一万株

三、前記以外の資産は相続人全員の協議のうえ、円満に配分すること。

なお、遺言執行者として東京都世田谷区上野毛二丁目二番二号

弁護士山口和彦氏を指定する。

右遺言を明確にするため、遺言者は、みずからこの証書全文を作成し、
自署のうえ捺印する。

平成 年 月 日

東京都豊島区北池袋三丁目二四番地一五号

藤木 清貴 印